

令和5年度
事業計画書



社会福祉法人
妙高市社会福祉協議会

令和5年度妙高市社会福祉協議会事業計画

基本方針

近年の急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来は、社会構造の大きな変化をもたらし、ひとり暮らしや高齢者など、日常生活の様々な場面で支援や見守りが必要な世帯が増加しており、地域ぐるみの相互扶助活動の充実が求められています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、市民の様々な活動や自由な行動が制限される状況が長期間続き、人と人とのふれあいやつながりの希薄化を一層加速させるとともに、ウイルス禍による経済活動の停滞は、新たな生活困窮者を生み出しました。

ようやく、感染症法における位置付けの見直しや制限の緩和が進みつつありますが、長期のウイルス禍による市民の意識の変化や行動変容が及ぼす今後の福祉活動への影響が懸念されています。

また、全国的に多発する局地的な豪雨・豪雪など、大規模な自然災害の発生への備えとともに、被災者支援の体制づくりとその強化も課題となっています。

このように地域社会や福祉を取り巻く環境は急激に変化しており、地域が抱えるニーズや課題は多種多様を極め、ますます複雑化しています。

これらを踏まえ、本会では、行政や関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、自治会、事業所など多様な主体との連携を図り、地域全体で見守り、支え合う仕組みづくりを進めるとともに、災害支援を担うボランティアの発掘・養成や、学校と連携した福祉教育の充実など、地域福祉活動を支える人づくりに積極的に取り組みます。

また、高齢者や障がい者、生活困窮者など、日常生活で支援が必要な人たちに対し、それぞれの状況に応じた福祉サービスの提供や相談支援、利用者や家族の立場に立った介護サービスの提供など、誰もが自立した生活を送れるよう支援の充実に努めます。

さらに、価値観の多様化や社会環境の変化により、人権に関わる問題が複雑化する中、お互いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、認知症高齢者や障がい者などの権利と財産を守るため、権利擁護に関わる支援の充実に努めます。

本会は、役職員が一丸となり、基本理念に掲げる「支え合い・助け合う持続可能な地域共生社会の実現」のため、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら各種事業を展開し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる福祉のまちづくりを推進します。

事業実施計画等

I 地域福祉事業

地域安心ネットワーク推進事業（補助）

民生委員・児童委員や福祉協力員、地域関係者等と連携し、地域のネットワークを生かした見守りを行うことで、高齢者等の孤独感や不安感の解消を図ります。

- ◆対象者：日常生活において見守りが必要な高齢者や障がい者
- ◆対象地区：市内全地域
- ◆事業内容：
 - ・民生委員・児童委員との情報交換による対象世帯の把握
 - ・地域ささえ合いマップの作成、配布による委員活動の支援
 - ・あったかネットワークの維持、新規立上
 - ・ゆるやかサポーター（退任委員）によるネットワーク利用者以外の見守りや情報提供など柔軟な見守り活動の推進
 - ・研修会開催による福祉協力員の活動支援
 - ・要援護者情報連絡票による行政機関（福祉介護課地域包括支援係）との連携

民生委員児童委員活動支援事業（補助）

妙高市民児協及び6地区法定単位民児協の運営と、民生委員・児童委員の活動を支援します。

- ◆対象：民生委員・児童委員及び主任児童委員（90名）
- ◆事業内容：
 - ・6地区法定単位民児協 月1回定例会議の開催支援
 - ・市民児協事務局業務代行による運営支援
 - ・県並びに県民児協主催の研修会参加調整
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）と連携した委員活動の支援や広報活動
 - ・活動に係る県への申請や報告、互助給付や表彰など事務代行支援

災害ボランティア事業（補助）

災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターが設置・運営できるように、平常時から関係機関と連携し、体制強化を図ります。

- ◆対象：災害協定締結機関、市民など
- ◆事業内容：
 - ・「災害時対応検討会」開催によるマニュアルの整備と情報の共有化
 - ・上越市社会福祉協議会との合同研修や講座開催による登録者確保とスキル向上
 - ・妙高青年会議所や妙高市民生委員児童委員協議会、妙高市役所退職者親睦会など関係機関との連携や情報共有
 - ・協定を締結した日光市社会福祉協議会や新潟県社会福祉協議会との連携、災害発生時の他市、他県に関する情報共有

生活支援ボランティア事業（補助）

ボランティアの派遣による支援を調整し、在宅高齢者や障がい者などの生活に関する困りごとの解決と、市民によるささえあい活動を推進します。また、ボランティア活動に関する相談に応じ、個人にあった活動の実施・継続ができるよう支援を行います。

- ◆対象：在宅で生活している高齢者や障がい者 ※ ボランティア相談の対象は市民
- ◆利用料：1時間500円、30分250円（ゴミ出しは4回で500円）※ 相談は無料
- ◆事業内容：
 - ・ボランティアの派遣調整による利用者の生活支援と利用に関する相談支援
 - ・ボランティアの充足や事業拡充のための広報活動
 - ・行政機関や介護支援専門員、民生委員・児童委員などの関係機関との連携や連絡調整
 - ・研修会開催によるボランティアの活動支援とスキルアップ
 - ・ボランティア活動に関する個人や団体の相談支援

法人後見事業（補助）

認知症高齢者及び知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方を支援するため、成年後見人、保佐人、補助人となることで、財産管理や身上監護等を行い、その権利を擁護します。

- ◆対象：妙高市内に在住及び住所を有し、紛争性がなく、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、他に適切な後見人等が得られない方
- ◆事業内容：
 - ・運営委員会開催による後見人等の受任の審査、決定
 - ・後見人等としての業務の遂行
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係、障がい福祉係）との連携や連絡調整
 - ・新潟県社会福祉協議会や県内各市町村の社会福祉協議会との情報交換や研修会への参加

日常生活自立支援事業（補助・県社協委託）

福祉サービスの利用やそれに伴う日常的な金銭管理、書類や印鑑の預かりなどを行い、自分一人で判断することに不安のある認知症高齢者や障がい者が、自立した生活を送れるよう支援します。

- ◆対象：認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方で、軽度の判断能力の低下がみられる方
- ◆利用料：1回1時間まで1,200円（1時間を超える場合、30分ごとに400円）と、交通費（1km23円実費）
- ◆事業内容：
 - ・専門員による訪問・相談・計画作成
 - ・生活支援員の活動の支援
 - ・関係機関との連絡調整及び研修会やカンファレンスへの参加
 - ・新潟県社会福祉協議会への報告や利用者の預かり物件、記録の適正管理

軽度日常生活自立支援サービス事業（補助）

日常生活自立支援事業の対象とならない認知症高齢者や障がい者の書類等を貸金庫で預かることで、安心して自立した生活を送れるよう支援します。

- ◆対象：日常生活自立支援事業に該当しない認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方で、預かりサービスのみを利用したい方
- ◆利用料：月100円
- ◆事業内容：
 - ・貸金庫での重要書類（年金証書、預貯金通帳、契約書類、保険証書、実印・銀行印など）の預かり、管理
 - ・関係機関と連携し、状態に応じたサービスの情報提供と利用支援

福祉団体活動助成事業（補助）

福祉団体の活動や運営を支援するとともに、遺族会と連携し、戦没者追悼法要を実施します。

- ◆団体名：遺族会、身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、精神障がい者家族会、かいご者友の会の6団体
- ◆事業内容：
 - ・団体が行う事業や活動に関する支援、必要な機材の貸し出し、文書や会費などの代行受理、関係機関との連絡調整など
 - ・遺族会事務局業務代行による運営支援
 - ・遺族会と連携した戦没者追悼法要の実施

福祉総合相談支援事業（補助）

法律に関する相談や生活上の困りごと、介護の悩みなどの相談に応じます。

1. 無料弁護士相談

- ◆相談日：毎月1回（金曜日） 13時～17時（1人30分） ※要予約
- ◆定員：8名
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
 - ・行政機関（市民税務課市民窓口係）や新潟県弁護士会との連携や連絡調整
 - ・社協だよりやホームページを活用した事業の周知

2. 介護相談

- ◆相談日：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
 - ・福祉制度や福祉サービスの紹介、相談対応
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）など関係機関との連携や連絡調整

介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス運営業務 筋力向上型・筋力維持型サービス（委託）

介護予防プログラムや趣味活動などを行うことで、筋力の維持向上と社会的孤立の解消を図るとともに、自立支援の促進と介護の重度化を防止します。

1. 妙高地区 【会場：妙高保健センター2階】

(1) 通所サービス

- ◆対象：要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）
- ◆定員数：1回21名
- ◆事業内容：
 - ・介護支援専門員の支援計画に基づいた介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防、生活機能向上）や趣味活動などの実施
 - ・サービス担当者会議の出席や利用状況報告等による介護支援専門員との連携
 - ・運動開始時の利用者の問診や体力に応じたマシンの負荷量の設定
 - ・体力測定の実施、基本チェックリスト、アンケート、ケアプランの作成と評価
- ◆運営日：週3回（月・水・金曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆利用時間：午前9時30分～12時
- ◆職員配置：介護職員有資格者、リハビリ専門職、看護師、介護予防サポーター、運転員

(2) 自主トレーニング

- ◆対象：足腰に不安のある高齢者で、市役所に登録済みの方
- ◆事業内容：マシンの利用による筋力トレーニング
- ◆運営日：週3回（月・水・金曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆運営時間：午前9時30分～12時 金曜日は13時30分～15時も可能
- ◆職員配置：介護職員有資格者、看護師

2. 妙高高原地区 【会場：妙高高原メッセ】

(1) 通所サービス

- ◆対象：要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）
- ◆定員数：1回8名
- ◆事業内容：
 - ・介護支援専門員の支援計画に基づいた介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防、生活機能向上）の実施
 - ・サービス担当者会議の出席や利用状況報告等による介護支援専門員との連携
 - ・運動開始時の利用者の問診と、利用者の体力に応じたマシンの負荷量の設定
 - ・体力測定の実施と評価
- ◆運営日：週4回（火・水・木・金曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆利用時間：午前9時30分～11時、午後1時30分～午後3時
- ◆職員配置：健康運動指導士、介護職員有資格者、看護師、運転員

(2) 自主トレーニング

- ◆対象：足腰に不安のある高齢者で、市役所に登録済みの方
- ◆事業内容：マシンの利用による筋力トレーニング
- ◆運営日：週1回（月曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆利用時間：午前9時30分～12時、午後1時30分～午後3時
- ◆職員配置：健康運動指導士

手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業（委託）

手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を調整し、聴覚、言語音声機能などの障がいのある方に対し、コミュニケーションの支援を行います。

- ◆対象：聴覚及び言語、音声機能などに障がいのある方
- ◆利用料：無料
- ◆事業内容：
 - ・利用者のニーズに応じた派遣調整と奉仕員の活動のサポート
 - ・行政機関（福祉介護課障がい福祉係）や、ろう協会、学校などの関係機関との連携や連絡調整

要援護世帯冬期在宅支援事業（委託）

屋根雪除雪や雪踏みに関する相談支援や業者の手配を行うことで、要援護者の除雪に対する不安を解消し、在宅生活を支援します。

- ◆対象：高齢者、障がい者、母子などの世帯で、自力で除雪が困難な要援護世帯
- ◆事業内容：
 - ・要援護世帯の屋根雪の確認や除雪業者の調整手配
 - ・除雪後の費用の支払いや提出書類に関する相談支援
 - ・相談支援世帯への除雪業者の紹介など除雪に関する相談支援
 - ・行政機関（福祉介護課高齢福祉係）や民生委員・児童委員、除雪業者などの関係機関との連携や連絡調整

高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業（委託）

生活援助員による生活指導や相談、安否確認などを行うことで、シルバーハウジング（市営朝日町住宅）に入居している高齢者が、安心して生活できるよう支援します。

- ◆対象：シルバーハウジング（市営朝日町住宅）2階から4階の入居者
- ◆事業内容：
 - ・生活援助員による生活指導、相談支援、安否確認、緊急時対応
 - ・行政機関（建設課建築住宅係、福祉介護課高齢福祉係）への報告と連携

生活福祉資金相談事業（県社協委託）

資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、低所得者や高齢者、障がい者世帯の経済的自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

- ◆対象：低所得者、高齢者、障がい者世帯など
- ◆主な資金種類：緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など
- ◆事業内容：
 - ・専属相談員による貸付相談及び返済指導
 - ・新型コロナウイルス感染症の特例貸付者への返済支援
 - ・新潟県社会福祉協議会や民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援事業相談支援員など関係機関との連携
 - ・研修会参加によるスキルアップ

地域の茶の間助成事業（共同募金）

住民自らが企画運営する地域の茶の間やサロン活動の運営費の一部を助成し、地域の拠点づくりを推進します。

- ◆対象：年4回以上実施している町内会など
- ◆助成額：1回1,000円×年間の開催回数（上限額は12,000円）
- ◆事業内容：
 - ・運営費助成による地域住民活動の支援
 - ・社協だよりなどを活用した事業の広報周知

お楽しみランチ事業（共同募金）

ボランティアの手作り弁当を届けることで、高齢者に食の楽しみを感じてもらうとともに、見守りや声かけ、安否確認を行います。

- ◆対象：概ね70歳以上の高齢者世帯
- ◆開催：月2回（新井地区・妙高高原地区・妙高地区各1カ所 合計3カ所）
- ◆利用料：1食300円
- ◆事業内容：
 - ・手作り弁当の配達を通じた見守り活動
 - ・ボランティアの活動支援や連絡調整
 - ・社協だよりなどを活用したボランティアの活動紹介や事業の広報周知

福祉機材貸出・おむつ給付事業（共同募金）

介護用具や機材の貸出、給付などを行うことで、日常における介護負担を軽減し、地域や教育活動の推進を図ります。

- ◆対象：機材や物品の使用が必要な高齢者及び障がい者、地域関係者や学校関係者等
- ◆利用料：無料
- ◆貸出期間：車いすは最長3ヵ月、その他物品は最長1週間
- ◆貸出物品：車いす、高齢者疑似体験セット、アイマスク、屋外用テント、プロジェクター、スクリーン、おむつ（給付）
- ◆事業内容：
 - ・利用者のニーズに応じた介護用具や機材の貸出、おむつの給付
 - ・安全に使用するための点検・管理・整備
 - ・社協だよりやホームページなどを活用した事業の周知

福祉教育事業（共同募金）

地域でのボランティア活動などを通して、子どもの豊かな成長と地域福祉の推進を図ります。

- ◆対象：新井高校社会科クラブ、地域関係者など
- ◆事業内容：
 - ・福祉協力員としての活動や各種団体の行事、イベントへの参加などを通じた実践力の育成
 - ・研修や視察などを通じた地域福祉課題への気づきと学びの支援

福祉教育実施校助成事業（共同募金）

児童生徒の福祉への理解や関心が深まり、学習や活動が継続できるよう、市内小中学校、総合支援学校で行われる福祉に関する学習や活動に対して助成を行います。

- ◆対象：学校募金に取り組む市内小中学校
- ◆助成額：10,000円から30,000円を範囲とし、小学校は1クラス2,000円、中学校は1クラス4,000円に、クラス数を乗じた額
- ◆事業内容：
 - ・運営費助成による福祉に関する学習や活動の支援
 - ・社協だよりや校長会などでの事業の広報周知

福祉・介護施設助成事業（共同募金）

新型コロナウイルスの影響を受けている福祉施設や介護施設を支援するために助成を行います。

- ◆対象：学校募金に取り組む市内小中学校
- ◆助成額：1施設50,000円（5施設を予定）
- ◆事業内容：施設等で使用する備品の購入に対し助成金を交付します。
 - ・施設の機能やサービスを維持するために必要なもの
 - ・施設等の安全性を向上させるもの
 - ・感染症の予防に資するもの
 - ・利用者の利便性やサービスの質を高めるもの

妙高あったかネットワーク事業（共同募金）

あったかネットワーク関係者や新井中学校と連携し、歳末訪問を行うことで、冬期間の見守り強化を図ります。

- ◆対象：あったかネットワーク関係者
- ◆事業内容：
 - ・12月の福祉協力員の訪問に合わせた社協カレンダーの配布

共同募金活動

新潟県共同募金会妙高市共同募金委員会事務局として、社会福祉協議会役員や民生委員・児童委員の協力を得ながら、共同募金運動の推進に努めます。

- ◆事業内容：
 - ・県共同募金会や民生委員・児童委員など関係機関と連携した募金活動の実施
 - ・ダイレクトメールや直接訪問による法人企業への働きかけ
 - ・運営委員会や助成審査委員会の開催及び県共同募金会への各種申請・報告業務
 - ・社協だよりやホームページを活用した、募金の使途・目的の周知

II 介護保険事業

居宅介護支援事業

1. 運営方針

介護を必要としている方（以下利用者）が、自宅で自立した生活を過ごすことが出来るよう、その方に合ったサービス計画を作成し、利用者並びに家族が安心した生活が送れるように支援します。

2. 事業目標

利用者自身が「できること」に注目し、自立支援にむけたサービス計画を作成します。

また、利用者がサービスの種類や事業所を選ぶにあたっては、常に公正中立な立場に立ち支援します。

3. 事業内容

- (1) サービス計画を作成するに当たり、利用者の状況に応じて利用者の選択に基づき保険サービスの調整だけにとどまらず、社会資源の活用、他の制度の活用を調整していけるよう努めます。
- (2) 職員間及びサービス提供事業所との情報交換や意見交換を行うなど連携や調整を図り、利用者及び家族にとって適切なサービス提供がされるよう、継続的に支援していきます。
- (3) 主任介護支援専門員を中心とした定期的な会議・研修を持ち事業所の質の向上を図ります。
- (4) 利用者の入退院や入退所に対して、医療や施設との適切な連携を図り包括的な支援に努めます。
- (5) 事業継続計画の策定を作成し、訓練と評価を行います。

4. 職員体制

職 種	令和5年4月職員配置
管理者兼主任介護支援専門員	1名
常勤介護支援専門員	1名
合計	2名

5. 計画作成数（月当たり）

サービス計画作成目標数・・・介護 66 件以上／月 予防 20 件／月
介護支援専門員一人当たりの上限・・・介護給付は 35 件 予防給付は 11 件

6. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日、休日、年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

7. 会議

定例会議・・・・・・・・・・1回以上/月（ケース検討会議含む）1時間程度

8. 会議、研修会の開催、参加（職場内・外）

職員の研鑽を積むために研修会を開催します。また有意義な研修会に積極的にオンライン研修に参加します。

（1）内部会議、研修会の開催

- ・個人情報保護に関する研修会 1回/年
- ・認知症に関する研修会 2回/年
- ・介護サービス計画立案に関する研修会 3回/年
- ・難病に関する研修会 1回/年
- ・感染症研修 2回/年
- ・法令遵守 1回/年
- ・リスクマネジメント 1回/年
- ・虐待に関する研修会 1回/年
- ・3事業での「介護者教室の開催」 1回/年

（2）外部研修会への参加

- ・介護ネットワーク（ケアマネ広場）参加 2回/年
- ・市主催のケアフォーラム参加 2回/年
- ・上越地域介護支援事業推進協議会開催の研修参加 1～2回/年

訪問介護事業

1. 運営方針

サービスを利用される方の心身の状況だけでなく、それぞれの環境に応じた適切なサービスの提供を心がけ、利用者が住み慣れた居宅で出来る限り自立した安全な生活を送れるように努めます。

また、居宅サービス計画に沿いながら、利用者に対して生活機能の維持及び改善に着目したサービスの提供に努めます。

2. 事業内容

介護を必要とする高齢者、または心身に障がいを抱えている方々に、訪問介護員を派遣し身体介護や生活援助など、その方に必要なサービスを提供します。

(1) 指定訪問介護事業

要介護度1から5の認定を受けている方へのサービス提供

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の認定を受けている方、事業対象者と判断された方へのサービス提供

・基準型訪問サービス…身体介護・生活援助のサービス

・緩和型訪問サービス…調理、掃除、買い物等の生活支援サービス

(3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業(障がい福祉サービス)

心身に障がいを抱えている方へのサービス提供

3. 事業目標

(1) サービスの質と職員の資質の向上を図るとともに、収支の改善を図ります。

(2) サービスの質の向上を図るとともに、特定事業所加算Ⅱを継続して算定できる体制づくりを行います。

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定、また新たにベースアップ等支援加算を算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。

(4) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備し、アンケート調査の結果を分析し、サービスの質の向上に繋がります。

(5) 計画的に研修会の開催や外部の研修会やオンライン研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。

(6) 資格取得を支援し、職員のスキルアップを図ります。

(7) 法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容・報酬の請求等のチェック、確認）を管理者が行います。

(8) ヒヤリ・ハット報告の徹底や検証により、利用者に対し安全で快適なサービスが提供できるように、職員の資質向上に努めます。

(9) 事業所内での情報の共有を図り、均一なサービス提供とリスク回避に努めます。

(10) 感染症や食中毒発生防止のため、衛生管理に努めます。

4. 職員体制

職 種	配置基準	令和4年4月職員配置	職員数
管理者	1名	1名（兼務）	・正規職員 2名 ・臨時職員 2名 ・介護パート 5名 計 9名
主任訪問介護員	—	1名（兼務）	
サービス提供責任者	各1名以上	2名（兼務）	
訪問介護員	各1名以上	8名（1名兼務）	
事務員	—	1名（臨時職員）	

5. 営業日、営業時間

営業日：年中無休

営業時間：8時～18時

6. 利用料金等

(1) 指定訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額とします。（一定所得以上の場合は二割又は三割）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、その一割の額とします。（一定所得以上の場合は二割又は三割）

(3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額（一定所得以上の場合は二割又は三割）で、市が定める負担上限額の範囲内の額とします。

7. サービス提供計画（訪問介護、日常生活支援総合事業、居宅介護の合計）

	令和5年度 計画		令和4年度 見込	
	回数	時間	回数	時間
年間計	6,350回	6,000時間	6,230回	5,800時間
月平均	530回	500時間	518回	483時間

8. 会議、研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るため、オンライン等を活用し計画的に研修会を開催します。また、県や市及び関係団体等が開催する研修に積極的に参加します。

- ・職員研修会、ケース検討会議・・・ 1回/月
- ・リスク対策会議（苦情、事故、ヒヤリハット等）・・・ 随時開催
- ・モニタリング会議（訪問介護計画変更時、認定更新時など）・・・ 随時開催
- ・介護者教室・・・ 1回/年 3事業合同主催

通所介護事業（デイサービスセンター朝日）

1. 運営方針

通所介護を利用される方々の心身の特性を踏まえて、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要なサービスの提供を行います。

2. 事業内容

家庭から通いながら、自立して安定した生活が送れるように送迎、健康チェック、入浴、排泄、食事（給食）、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを提供します。また、利用者の能力に応じ必要な介助を行います。

- (1) 指定通所介護事業…要介護度1から5の認定者へのサービス提供
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業… 要支援の認定者、事業対象者へのサービス提供
 - ・ 基準型通所サービス…介護予防を目的した利用者への必要なサービスの提供
 - ・ 緩和型通所サービス…自立支援を目的とし、人員基準等を緩和したサービスの提供

3. 事業目標

一人ひとりの思いや人格を尊重し、利用者がいきいきと暮らせる為のサポートに努め、多様なニーズに応じて利用者・家族から選ばれる施設づくりを目指します。

- (1) 利用者の心身機能や活動の維持向上、社会参加の促進に加え、認知症高齢者・重度者への必要な対応が行えるよう、サービス内容、提供体制を整え、利用者がいきいきと過ごせるよう支援します。
- (2) 広報誌やインターネットの活用等により居宅介護支援事業所などの関係機関および地域に向けた情報発信を行います。
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定、また新たにベースアップ等支援加算を算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。
- (4) 必要な職員体制の整備を図り、中重度の要介護者や認知症の方でも安心して過ごせるよう支援します。
- (5) 介護サービス事業として法令等を遵守し、適正なサービス提供を行うとともに、法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容、報酬の請求等のチェック等）を主任及び管理者が実施します。
- (6) 研修会の開催または参加により、スタッフの介護技術や知識の向上を図ります。
- (7) ヒヤリ・ハット報告の徹底及び検証により、施設内外の事故発生防止に努めます。
- (8) 施設内の安全衛生管理を徹底し、感染症の集団発生を予防します。
- (9) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備します。
- (10) 老朽化した設備、備品等について、助成金等を活用しながら計画的に入替えを行います。
- (11) ボランティアによる慰問、ご家族や地域の方々に施設行事への参加を呼びかけ、利用者と共に活動することを通じて地域交流、デイサービスへの理解を図ります。

4. 施設概要

名 称 : デイサービスセンター朝日
 住 所 : 妙高市朝日町1-9-14 (市営朝日町住宅1F部分)
 延床面積 : 732.62㎡
 開 設 : 平成17年2月22日
 定 員 : 30名

5. 職員体制

職 種	職員配置基準	令和5年4月職員配置	職員数
所長(管理者)	1名	1名(生活相談員兼務)	・ 正規職員 7名 ・ 臨時職員 2名 ・ 介護パート 10名 ・ 看護パート 3名 ・ 事務パート 1名 ・ 運転パート 3名 計 26名
生活相談員	1名以上	5名(5名兼務)	
看護職員	1名以上(兼務可)	5名(5名兼務)	
介護職員	4名以上	19名(7名兼務)	
機能訓練指導員	1名(兼務可)	5名(看護職員と兼務)	
事務員	—	2名(1名兼務)	
運転員	—	3名	

6. 営業日、営業時間

営 業 日 : 通年営業(メンテナンス休業あり)
 営 業 時 間 : 8時30分～17時30分
 サービス提供時間 : 9時30分～16時30分

7. 利用料金等

利用料	指定通所介護事業	厚生労働大臣が定めた告示上の額の一割 (一定所得以上の場合は二割または三割)	
	介護予防・日常生活支援総合事業	市が定めた額の一割 (一定所得以上の場合は二割または三割)	
その他の負担金	昼食費(1食)	通常	620円
		生活保護受給者、利用者負担軽減対象者	300円(食材費)
	おやつ代(1食)		70円
	おむつ代		実費

8. 利用計画

	営業日	最大定員数	延べ利用者数	利用率
令和5年度計画	364日	10,920人	8955人	82.0%
令和4年度見込	361日	10,830人	8664人	80.0%

9. 付加サービス

利用者の健康維持や利便性を高めるサービスを提供し、利用者の増加を図ります。

- ① 機能訓練・リハビリ講習…新潟労災病院の理学療法士より利用者への実践を行いながら、集団の機能訓練や個別の機能訓練・リハビリの指導・助言をいただき、スタッフへの講習を行います。
- ② 栄養講習…給食業務委託事業者の管理栄養士により、利用者に役立つ食事や栄養についての講習を行います。
- ③ 理美容サービス…理美容店に行くことが難しい利用者へ理美容サービスを提供します。

10. 会議・研修会

(1) 会議の開催

- ・ 主任会議・・・・・・・・・・1回/月
- ・ 職員会議・・・・・・・・・・1回/月
- ・ ケース検討会議・・・・・・1～3回/月
- ・ パート職員会議・・・・・・随時開催

(2) 各委員会の開催

- ・ マニュアル・リスクマネジメント委員会
- ・ 安全衛生委員会
- ・ 機能訓練委員会
- ・ レクリエーション委員会
- ・ 給食委員会
- ・ 防災委員会（防災訓練の実施）

(3) 研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るためオンライン等を活用し、感染予防対策を図りながら研修会を開催します。サービスに関する最新の技術・知識を習得するため、必要と思われる研修会等に積極的に参加します。

- ・ 職員全体研修会・・・・・・2回/年
- ・ 感染症予防研修会・・・・・・2回/年
- ・ 介護技術研修会・・・・・・1回/年
- ・ 防災訓練の実施・・・・・・2回/年
- ・ その他 必要な研修の実施および外部研修等への参加

11. 年間行事計画

- ① 感染予防対策を行いながら、季節の行事や買物ツアーを実施し、利用者の充実感を満たし生活の質の向上を図ります。
- ② 利用者が主体的に楽しみながら機能訓練や作業訓練を行うために、自身の趣味や特技を取り入れながら行事等を実施します。
- ③ 利用者自身が健康づくりのために必要な栄養管理について理解を深められるよう給食業務委託業者より栄養士を講師に招き、栄養講習会を行います。
- ④ 利用者が食べたいメニューに投票することで、好みを反映させた食事の提供を行います。
- ⑤ 季節に応じたイベント食を提供することで、目で見ても、味わって、楽しめる食事の提供を行います。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症発生状況をみながら、慰問の受け入れや地域の方との交流機会を設けていきます。
- ⑦ 利用者がデイサービスでどのように過ごしているかご家族様に情報発信できるよう、広報誌やホームページの活用、感染症発生状況を見ながら介護者教室の開催や施設見学を行います。

〈令和5年度 主な行事計画〉

月	外出・季節行事など	その他行事	慰問ボランティア	行事食・おやつ
4月	買物ツアー さくら風呂 端午の節句 写真たて作り	壁飾り作り カレンダー作り	慰問ボランティアは 状況をみて再開。そ れまでの間は職員 のお楽しみ会を行う。	お花見メニュー 麺の日 コンセプトメニュー 職員一押しメニュー（投票）
5月	買物ツアー 菖蒲湯 端午の節句撮影会 機能訓練講習会	壁飾り作り		風祭メニュー 端午の節句メニュー 八十八夜おやつ、麺の日 職員一押しメニュー（投票）
6月	買物ツアー 七夕飾り作り 栄養講習会	壁飾り作り カレンダー作り 紙芝居		入梅メニュー、 コンセプトメニュー 職員一押しメニュー（投票）
7月	七夕飾りつけ 朝日大運動会（3日間） 機能訓練講習会	クール風呂 壁飾り作り		七夕メニュー、麺の日 土用丑の日メニュー スポーツの日メニュー 職員一押しメニュー（投票）
8月	朝日祭り 納涼会・怪談話	爽やか風呂 壁飾り作り		朝日祭りメニュー 笹寿司バイキング 職員一押しメニュー（投票）
9月	買物ツアー 敬老会 機能訓練講習会	変わり湯 壁飾り作り		敬老の日メニュー 麺の日、おはぎ 職員一押しメニュー（投票）
10月	買物ツアー ハロウィン写真たて作り &撮影会	ヒノキ風呂 壁飾り作り		スポーツの日メニュー 麺の日、ハロウィンおやつ 職員一押しメニュー（投票）
11月	おたや参拝 りんご風呂 機能訓練講習会	紙相撲作り・大会 壁飾り作り 紙芝居		おたや屋台おやつ 味ごよみ～今日は何の日～ 職員一押しメニュー（投票）
12月	ゆず湯 クリスマスイベント 大晦日イベント	壁飾り作り カレンダー作り		麺の日 冬至メニュー クリスマスメニュー 年越しメニュー
1月	お正月ゲーム お正月お楽しみ会	変わり湯 紙相撲作り・大会 壁飾り作り		おせち盛合わせ 七草粥、おしるこ 職員一押しメニュー（投票）
2月	節分イベント 開所記念日 ひなまつり写真たて作り	変わり湯 紙相撲作り・大会		節分メニュー&おやつ バレンタインデザート 開所記念日メニュー
3月	お雛さま撮影会	変わり湯 紙相撲作り・大会 壁飾り作り		ひな祭りメニュー&おやつ お彼岸メニュー&ぼたもち 職員一押しメニュー（投票）

Ⅲ 公益事業

圖施設管理運営事業

妙高市まちなか交流プラザの指定管理を受託し、施設利用者が快適で安全に利用できるよう、施設の適正な管理運営に努めます。

また、福祉・ボランティアの拠点として、また立地条件を活かした街中ならではの賑わいづくりに努めることで、施設内外を問わず市民が親しみを持ち、交流できるような運営に努めます。

◆開館日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く毎日

◆開館時間：8時30分～17時30分

令和5年 3月29日 提 出

令和5年 3月29日 承 認

社会福祉法人
妙高市社会福祉協議会
会 長 三浦 了好